

浜松市普通河川に係る敷地の取得に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、普通河川の敷地の取得に関して必要な事項を定めることにより、普通河川の敷地の権利関係の明確化を図り、もってその維持管理を円滑に行い、一層の公共の福祉の充実に資することを目的とする。

(原則)

第2条 この要綱の規定による普通河川の敷地の有償による取得については、毎年度の予算の範囲内で行う。

(定義)

第3条 この要綱において「普通河川の敷地」とは、国及び静岡県からの交付金及び補助事業により取得する土地を除き、普通河川への排水に必要な土地であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1)排水路の新設又は拡幅の工事（以下「排水路工事」という。）により排水路となるもの
- (2)市が使用する土地又は工作物から雨水等が流れ込む地形となっているもの
- (3)普通河川を管理するための道路として市長が必要があると認めるもの
- (4)前各号に掲げるもののほか、地形、地質、排水量等の状況を勘案して、普通河川を維持管理するために市長が必要があると認めるもの

(用地の取得)

第4条 排水路工事が伴う普通河川の敷地は、所有者との合意により有償で取得する。

2 前項の規定にかかわらず、市が使用する土地又は工作物から雨水等が流れ込む地形となっている普通河川の敷地は、排水路工事が伴わない場合であっても有償により取得できるものとする。この場合において、当該普通河川の敷地を取得するときは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1)当該普通河川が公共の用に供されるものである場合
- (2)当該普通河川の敷地の所有者から、当該普通河川の敷地に雨水等を排水しないように申し出があった場合
- (3)当該普通河川の敷地に雨水が流れ込むことにより、当該普通河川の敷地の浸食が進んでいると市長が認める場合
- (4)当該普通河川の敷地を使用せず、他の方法で排水をすることが、当該普通河川の敷地を有償で取得することと比較して、多額の費用を要すると市長が認める場合
- (5)排水路工事を実施することにより、当該普通河川の敷地より下流の地域に被害が発生

生すると予想されるため、排水路工事を実施しないことが得策であると市長が認める場合

3 前2項の規定により普通河川の敷地を取得する場合の価格は、都市計画区域内は道路課において定めている有償取得町別単価表を、土地形状によりこれによりがたい場合及び都市計画区域外は土地鑑定評価を基準として、普通河川の敷地の所有者との合意により定めるものとする。

4 地元要望道路用地取得内規の規定により取得された土地に道路を設置することにより必要となる排水先としての普通河川の敷地の取得は、道路課が定める道路新設改良事業用地取得有償取得内規及び道路新設改良事業等用地有償取得実施要領によるものとする。

(所有者への対応)

第5条 前条の規定による普通河川の敷地の取得において、普通河川の敷地を取得することができないときは、引き続き当該普通河川の敷地の所有者の理解を得るように努めるとともに、他の方法で排水することも検討するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。